

高知県公安委員会告示生企第22号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月7日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

別表のとおり

別表

申請者	製造業者名	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン 代表取締役 新井 宏明	左同	回胴式遊技機 L 無職転生～異世界行ったら本気だす～NM 5 S 1 0 6 4	告示の日から3年間
東京都港区港南二丁目16番1号 株式会社ディ・ライト 代表取締役 市原 高明	左同	ぱちんこ遊技機 e うしおととら～月と太陽～FH -FH 5 P 0 9 6 0	告示の日から3年間
東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー サミー株式会社 代表取締役 星野 歩	左同	ぱちんこ遊技機 e 北斗の拳11暴凶星SHEF 5 P 1 0 7 0	告示の日から3年間
東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー 株式会社銀座 代表取締役 藤島 久香	左同	回胴式遊技機 L スマスロ化物語 KH 5 3 0 6 4 1	告示の日から3年間
東京都台東区東上野一丁目16番1号 株式会社アムテックス 代表取締役 金子 明利	左同	ぱちんこ遊技機 e バキ2LBM4 5 1 0 6 2 5	告示の日から3年間